

障がい者医療費助成制度実施状況一覧

令和8年4月1日現在

市 町	対象者の範囲												所得制限	入院時食費療養費の助成	自己負担金	現物給付の対象	備 考	
	身体障がい			知的障がい			重複障がい	精神障がい										
	3級 まで	4級 まで	5級 以上	35 以下 A	50 以下 B中	70 以下 B軽	IQ50以下 (B中) かつ4級	1級 通院	1級 入院	2級 通院	2級 入院	3級 通院						3級 入院
津 市	○				○		○	○	○	○	○			有	無	無 (※1)	18歳年度末まで (※2)	※1 精神障害者1、2級の入院の自己負担額の1/2を助成。精神科病院(法第19条の7)又は指定病院(法第19条の8)での90日を超える継続入院に限る。精神障害者2級の通院の自己負担額の1/2を助成。 ※2 R8.4.1～現物給付の上限を15歳年度末から18歳年度末まで拡大
四日市市		○				○	○	○	○	○				有	無	無 (※)		戦傷病者にも適用。 18歳年度末までは子ども医療費の対象。 ※身体障害者4級は通院のみ、総医療費の1割自己負担
伊勢市		○			○		○	○						有	無	無	(※)18歳年度末まで	※R7.9.1～現物給付の上限を中学生までから18歳年度末まで拡大
松阪市	○				○		○	○						有	有	無 (※)	(※)	※未就学児(0～6歳年度末)のうち、 ●保護者の所得が児童扶養手当所得制限額未満の場合は現物給付 ●保護者の所得が児童扶養手当所得制限額以上の場合は医療機関窓口での支払いを1受診につき上限1,000円。
桑名市		○			○		○	○	○	○				有	無	無	未就学児 (0～6歳年度末)	
鈴鹿市	○				○		○	○						有	無 (※1)	無	18歳年度末まで (※2)	※1 R7.4.1～入院時食費療養費の助成を廃止 ※2 R7.4.1～対象者の範囲を18歳年度末まで拡大
名張市	○				○		○	○	○	○	○	○	○	有	無	無 (※)		※障がい者医療の助成額、対象範囲 ①療育手帳B中、B軽の自己負担額の1/2を助成。 ②精神障害者2級、3級の通院分、精神障害者1級、2級、3級の入院分の自己負担額の1/2を助成。 ③療育手帳B中、B軽、精神障害者1級入院、2級、3級の対象年齢を満70歳の誕生日の属する月の末日までとする。
尾鷲市	○			○			○	○						有	無	無		
亀山市		○			○		○	○						有	無	無	中学生 (0～15歳年度末)	
鳥羽市	○				○		○	○		○				有	無	無 (※1)	未就学児 (0～6歳年度末) (※2)	※1 精神障害者2級の通院分の自己負担額の1/2を助成。 ※2 R8.9.1～現物給付の上限を未就学児から18歳年度末まで拡大
熊野市	○				○		○	○						有	無	無 (※)	18歳年度末まで	※IQ50以下または療育手帳B中まで対象範囲の拡大については自己負担有り
いなべ市		○			○		○	○		○				有	無	無 (※1)	18歳年度末まで (※2)	※1 精神障がい者2級の通院分のみ自己負担額の1/2を助成(R3.9～) ※2 R7.9.1～現物給付の上限を18歳年度末まで拡大
志摩市	○				○		○	○		○				有	無	無 (※)		※ ①療育手帳B(中度)の自己負担額を助成。 ②精神障害者2級の通院分の自己負担額の1/2を助成。(H29.9.1変更)
伊賀市	○				○		○	○		○				有	無	無		
木曽岬町		○			○		○	○						有	無	無	18歳年度末まで	
東員町		○			○		○	○						有	有	無	18歳年度末まで (※)	障害児福祉手当+80万円 ※R7.9.1～現物給付の上限を未就学児までから18歳年度末まで拡大
菰野町		○			○		○	○						有	有	無	中学生 (0～15歳年度末) (※)	※ R8.9.1～現物給付の上限を15歳年度末から18歳年度末へ拡大
朝日町		○			○		○	○						有	無	無	中学生 (0～15歳年度末) (※)	※R7.9.1～現物給付の上限を未就学児までから15歳年度末まで拡大
川越町		○			○		○	○						無	有	無		
多気町			○		○		○	○						有	無	無	18歳年度末まで (※)	※R7.9.1～現物給付の上限を未就学児までから18歳年度末まで拡大
明和町		○			○		○	○		○				有	無	無 (※1)	中学生 (0～15歳年度末) (※2)	※1 精神障害者2級の通院の自己負担額の1/2を助成(R3.9.1～) ※2 R7.9.1～現物給付の上限を15歳年度末まで拡大
大台町		○			○		○	○						有	無	無	18歳年度末まで (※)	※R7.9.1～現物給付の上限を未就学児までから18歳年度末まで拡大
玉城町		○			○		○	○						有	無	無	18歳年度末まで (※)	※R7.9.1～現物給付の上限を中学生までから18歳年度末まで拡大
度会町		○			○		○	○						有	無	無	18歳年度末まで (※)	※R7.9.1～現物給付の上限を中学生までから18歳年度末まで拡大
御浜町	○				○		○	○						有	無	無	18歳年度末まで (※)	※ R7.9.1～県内及び和歌山県新宮市の医療機関等を受診する場合、現物給付の上限を未就学児までから18歳年度末まで拡大
紀宝町	○				○		○	○						無	有	無	18歳年度末まで (※)	※R7.9.1～和歌山県新宮市の医療機関を受診する場合、現物給付の対象年齢を国民健康保険加入者のみ18歳年度末まで拡充 社会保険加入者はR6.9.1から18歳年度末まで拡充済
大紀町		○			○		○	○						有	有	無	18歳年度末まで (※)	※R6.9.1～現物給付の上限を18歳年度末まで拡大
南伊勢町	○				○		○	○						無	無	無	18歳年度末まで	
紀北町	○			○			○	○						有	無	無	18歳年度末まで (※)	※R7.9.1～現物給付の上限を未就学児までから18歳年度末まで拡大
合 計	13	15	1	2	19	8	29	29	4	9	3	1	1	有26	有6	有0		